

(別記様式第1号)

| | |
|--------|-------|
| 計画作成年度 | 令和5年度 |
| 計画主体 | 最上町 |

最上町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 最上町農林振興課
所在地 山形県最上郡最上町大字向町644
電話番号 0233-43-2111 (代)
FAX 0233-43-2345
メールアドレス rinmu@town.mogami.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

| | |
|------|---|
| 対象鳥獣 | ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ、タヌキ、ハクビシン、アライグマ、アナグマ、アオサギ、カワウ |
| 計画期間 | 令和5年度～令和7年度 |
| 対象地域 | 最上町全域 |

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

| 鳥獣の種類 | 被害の現状 | |
|------------------------------|----------------------|--------------|
| | 品目 | 被害数値 |
| ツキノワグマ | 水稻 | 2千円/0.2a |
| | くり | 3千円/3a |
| イノシシ | 水稻 | 94千円/11a |
| | そば | 495千円/500a |
| タヌキ・ハクビシン ・アナグマ・アライ グマ | 果樹（もも） | 100千円/3a |
| | 野菜（きゅうり・トウモ ロコシ等） | - |
| ニホンジカ | - | - |
| アオサギ | - | - |
| カワウ | - | - |
| 合計 | - | 694千円/517.2a |

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

| |
|--|
| <p>ツキノワグマ</p> <p>4月から12月にかけて、町中山間部地域で出没しており、山間部の飼料作物（デントコーン）、山際のクリや果樹、水稻等の農作物の食害や倒伏被害が発生しており、近年増加傾向にある。</p> <p>被害区域及び目撃区域は中山間部での情報が多いが、近年は人家近くにも多数出没している。人がクマに襲われる被害も過去複数件発生しており、今後も人的被害が心配される状況である。</p> <p>イノシシ</p> <p>近年、町内での目撃情報や農作物被害の報告が急増している。水稻・野菜・いも類等の食害や踏み荒らし、水田等の土の掘り起し被害が急増している。</p> |
|--|

また、町内で作付面積の多いそばにおいても近年踏み荒らしが多発しており、収穫できないことによる被害が大きく発生している。

ニホンジカ

町内の山間部を中心に生息しており、本町では、近年、田植直後の水稻の食害や踏み倒しの被害がある。また、樹木の損傷被害も懸念されている。

タヌキ・ハクビシン・アライグマ・アナグマ

最上町全域において、被害量は大きくないものの、収穫期を向かえた野菜及び果樹を中心に被害が発生している。

特にアライグマについては今後個体数の増加に伴い被害の増加が懸念される。

アオサギ

住宅地付近のスギ林でコロニーを形成し、春から夏にかけて繁殖活動がみられ、近隣住宅への鳴き声による騒音やフンの被害が確認されている。

また、その他の場所についても、規模は大きくないもののコロニーがみられ、水稻の踏み倒しの被害も報告されている。

カワウ

町内を流れる最上小国川において、アユを食べる被害が発生している。近年、町内に生息している個体数も増加していることから、今後被害量が増加することが危惧される。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

| 指標 | 現状値（令和3年度） | 目標値（令和7年度） |
|--------|------------|------------|
| ツキノワグマ | 5千円 | 2.5千円 |
| イノシシ | 589千円 | 294.5千円 |
| タヌキ | 100千円 | 50千円 |
| ハクビシン | | |
| アライグマ | | |
| アナグマ | | |
| ニホンジカ | - | - |
| アオサギ | - | - |
| カワウ | - | - |
| 合計 | 694千円 | 347千円 |

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

| | 従来講じてきた被害防止対策 | 課題 |
|---------------|---|---|
| 捕獲等に関する取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣による物損、人身被害及び農作物への被害を防止するため、実施隊に有害鳥獣駆除業務を委託し、捕獲体制を構築している。 ・捕獲手段については、箱わな、くくりわな、銃器により実施している。 ・第4期山形県ツキノワグマ管理計画に基づく春季個体数調査及び個体数調整捕獲を実施している。 | <ul style="list-style-type: none"> ・狩猟免許取得者及び鳥獣被害対策実施隊員の高齢化に伴い、年々従事者が減少傾向にある。 ・急増するイノシシによる農作物被害の増加に伴い、イノシシの効率的な捕獲方法の習得と、農業者自ら捕獲活動に取り組む意識や体制の構築が必要である。 |
| 防護柵の設置等に関する取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・出没した場合は、注意看板やのぼり旗の設置、住民への広報活動を行い、注意喚起を行っている。 ・クマ、イノシシの出没増加に伴い「クマ・イノシシ出没時の対応マニュアル」を作成し、目撃情報から対応方法、住民への広報等による注意喚起まで、関係機関の役割や連絡指示系統について明確化している。 ・出没箇所の現地確認による被害注意喚起を行っている。 ・農作物等の栽培圃場において、電気柵を設置し被害防止を行っている。 ・アオサギについては、営巣開始時期に花火による追払いを実施している。 | <ul style="list-style-type: none"> ・防護柵設置は箇所が広範囲となり、設置費用及び維持管理において財政的に多大な負担になることが思慮される。 ・アオサギについては、有効な対策方法が見つからない。 |
| 生息環境管理その他の取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・通学路沿い等の見通しの悪い場所の下刈り、隠れ家となりそうな川沿いのやぶの除去によりツキノワグマが生息しにくい環境をつくり、未収穫農作物や放任果樹の除去、餌となるものの野外放置をしないよう住民周知をしている。 | <ul style="list-style-type: none"> ・森林整備不足などにより緩衝帯の荒廃が進み、ツキノワグマが居住地の近くまで行動範囲を広げる傾向にある。 |

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

- | | |
|---|---|
| ア | 本町の被害防止計画は、有害鳥獣駆除捕獲の取り組みを基本に、県の第13次鳥獣保護管理事業計画と第4期山形県ツキノワグマ管理計画、及び第2期山形県イノシシ管理計画及び山形県ニホンジカ管理計画との整合性を図りながら、箱わなの活用等による効果的な捕獲を実施する。 |
| イ | 出没時における対応方法は、爆音器等の回避器具等による追払いを基本とする。 |
| ウ | 出没箇所の情報収集により、ツキノワグマ等の出没箇所のマップを作成し、町民への注意喚起を促しながら農業者の安全、農作物被害の軽減を図る。 |
| エ | 果樹農家等に放任果樹の処理や適期収穫、河川敷や川沿いのやぶの除去、隠れ家になりそうな場所の下刈りを促し、併せて電気柵等の導入により被害の軽減に努める。 |
| オ | 山間部の森林の間伐、針広混合林の推進により、餌となる堅果類の自然植生の環境、並びに緩衝帯の普及啓発を図り、里山への出没を軽減する。 |
| カ | 関係機関との連携を深めながら、鳥獣の保護と適正な捕獲の調整に努める。 |

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・「クマ・イノシシ出没時の対応マニュアル」による関係機関との連絡体制を強化し、被害、出没状況の詳細情報の収集・共有に努める。 ・鳥獣被害対策実施隊を設置し、捕獲を実施する。 「鳥獣被害対策実施隊」は、町職員や猟友会会員等で構成し、鳥獣の出没時の追払いや発生集落の点検、防止柵の設置、鳥獣捕獲等を行う。 ・実施隊員のうち、狩猟免許取得者の中から、町長が対象鳥獣捕獲員を任命する。 ・箱わな、くくりわなを計画的に導入し、有効利用しながら、被害防止を図る。 ・緊急時には安全に配慮しながらライフル銃を適宜使用し、捕獲を実施する。 |
|---|

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者の

それぞれの取組内容や役割について記入する。

- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
|-------|---|--|
| 令和5年度 | ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ タヌキ ハクビシン アライグマ アナグマ アオサギ カワウ | <ul style="list-style-type: none"> ・農作物被害箇所や被害状況、目撃情報などにより出没地域を予測し、効果的な捕獲を実施する。 ・猟友会との連携強化に取り組み、効果的な捕獲に努める。 ・新規捕獲従事者の確保・育成を図る。 ・箱わなを計画的に導入し、被害に即応できる効果的な捕獲を目指す。 ・水産業被害を未然に防ぐためにも、アユ漁解禁前の捕獲 ・追払いを実施する。 ・箱わなについて計画的に導入し被害防止を図る。 |
| 令和6年度 | 同上 | 同上 |
| 令和7年度 | 同上 | 同上 |

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

| 捕獲計画数等の設定の考え方 | |
|---------------|--|
| ツキノワグマ | <p>山形県が定める「第13次鳥獣保護管理事業計画（令和4年～令和8年度）」に基づき、市街地及びその周辺に出没した場合、集落周辺等に出没し、人畜等に対し急迫する加害の恐れがある場合、当該地域のツキノワグマの生息が安定的に保たれており、当該捕獲によっても安定的に保たれると認められる場合で、かつ、あらかじめ捕獲を行わないと甚大な被害等が予想される場合に限り、捕獲を行う。</p> <p>また、「第4期山形県ツキノワグマ管理計画（令和4年～令和8年度）」の個体数管理に基づき、捕獲数を把握しながら、目撃、被害状況に応じて、食害及び人的被害の未然防止を基本に、安全かつ効果的な方法により必要最小限の捕獲を行う。</p> |

| | |
|---|--|
| イノシシ | 今後、個体数の増加が見込まれるため、目撃や被害状況に応じて、捕獲の強化を図っていく。また、「第2期山形県イノシシ管理計画（第二種特定鳥獣管理計画）（令和3年～令和7年度）」に基づき、積雪期における狩猟を促進することでイノシシの個体数の抑制を図っていく。 |
| ニホンジカ タヌキ ハクビシン アライグマ アナグマ アオサギ カワウ | 被害状況に応じ、捕獲を行う。 |

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

| 対象鳥獣 | 捕獲計画数等 | | |
|--|-----------------|-------|-------|
| | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
| ツキノワグマ ニホンジカ | 山形県の 管理計画による | 同左 | 同左 |
| イノシシ | 60 | 同左 | 同左 |
| タヌキ ハクビシン アライグマ アナグマ アオサギ カワウ | 被害発生状況による | 同左 | 同左 |

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

| 捕獲等の取組内容 | |
|----------|---|
| ツキノワグマ | 被害状況や目撃情報に応じて猟友会との連携を図りながら捕獲方法・捕獲場所等を検討し、最も効果が期待できる方法（箱わな、銃器）で実施する。捕獲の担い手確保のため、狩猟免許所有者への捕獲参加を呼びかける。 捕獲時期・捕獲場所：出没状況、被害発生状況による |
| イノシシ | 農作物被害の発生状況により、わな（箱わな、くくりわな等）及び銃器を用いて加害個体を捕獲する。錯誤捕獲のないよう十分留意する。 捕獲時期：4月～3月、捕獲場所：最上町一円 |
| ニホンジカ | 被害状況に応じて、銃器による捕獲を行う。 捕獲時期・捕獲場所：出没状況、被害発生状況による |

| | |
|-------------------------------|--|
| タヌキ ハクビシン アライグマ アナグマ | 被害状況に応じて町で所有する小動物用の箱わなを貸し出し、捕獲を行う。 捕獲時期・捕獲場所：出没状況、被害発生状況による |
| アオサギ カワウ | 被害状況に応じて、銃器による捕獲を行う。 捕獲時期・捕獲場所：出没状況、被害発生状況による |

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

| |
|-----------------------------|
| ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容 |
| 止めさしやツキノワグマ捕獲での使用 |

- (注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

| 対象地域 | 対象鳥獣 |
|-------|--|
| 最上町全域 | イノシシ、ニホンジカ、タヌキ、ハクビシン、アライグマ、アナグマ、アオサギ、カワウ |

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

| 対象鳥獣 | 整備内容 | | |
|--|-------------------------|-------|-------|
| | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
| ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ タヌキ ハクビシン アライグマ | 簡易電気柵を整備 (県補助事業等を活用) | 同左 | 同左 |

| | | | |
|------|--|--|--|
| アナグマ | | | |
|------|--|--|--|

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

| 対象鳥獣 | 取組内容 | | |
|--|---|-------|-------|
| | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
| ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ タヌキ ハクビシン アライグマ アナグマ | <ul style="list-style-type: none"> 定期的な刈払い、住民への周知等適切に管理を行う 目撃時には基本的には爆音機等での実施隊による追払いを行う | 同左 | 同左 |

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
|---------------------|--|---|
| 令和5年度 ～ 令和7年度 | ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ タヌキ ハクビシン アライグマ アナグマ | <ul style="list-style-type: none"> 山形県荒廃森林緊急整備事業での緩衝林の整備 耕作放棄地が鳥獣の隠れ家とならないよう草刈りを行う。 放任果樹、野菜残渣等の放置を行わないよう周知を行う。 |

- (注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

| 関係機関等の名称 | 役割 |
|----------|---|
| 最上町 | <p>(緊急時) 対策本部の設置(対策本部長:町長)、有害鳥獣捕獲申請許可、住民の安否確認、周辺住民への注意喚起、避難範囲の決定、避難勧告、交通規制範囲の決定等。</p> <p>(平常時) 鳥獣の捕獲、各組織との連絡調整に関すること。</p> |

| | |
|-----------------------|--|
| 最上猟友会最上町支部 | (緊急時) 対策本部への参加、追払い、箱わなによる捕獲等の助言や実施、警察官職務執行法に基づく銃器使用による捕獲協力等。 (平常時) 鳥獣の捕獲に関すること。 |
| 最上広域市町村圏事務組合 東消防支署 | (緊急時) 救急救命対応、住民の安否確認、周辺住民への注意喚起、その他。 (平常時) 被害状況の情報提供、 |
| 最上総合支庁 | (緊急時) 関係機関との連携、支援等。 (平常時) 狩猟免許取得の推進、適正な捕獲指導に関すること。 |
| 新庄警察署 | (緊急時) 警察官職務執行法に基づく銃器使用の助言及び命令、避難誘導、交通規制、住民の安否確認、周辺住民の注意喚起、銃刀法に基づく安全管理指導、助言等。 (平常時) 被害状況の情報提供、 |

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制

別添「クマ・イノシシ対応マニュアル」参照

- (注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

埋設や焼却等により適正に処分する。

- (注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

| | |
|--------|------|
| 食品 | 該当なし |
| ペットフード | |
| 皮革 | |

| | |
|--------------------------------------|--|
| その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等) | |
|--------------------------------------|--|

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

| |
|------|
| 該当なし |
|------|

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

| |
|------|
| 該当なし |
|------|

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

| 協議会の名称 | 最上町鳥獣被害防止対策協議会 (R2. 4. 28 設立) |
|-------------------------|-------------------------------|
| 構成機関 | 役割分担内容 |
| 最上町 | 統括、事務局を担当し、協議会に関する連絡、調整を行う |
| 最上町農業委員会 | 被害防止の指導、支援を行う |
| 最上総合支庁農業振興課 | 有害鳥獣関連情報の提供を行う |
| もがみ中央農業協同組合 東部営農センター | 有害鳥獣による農作物被害の把握を行う |
| 最上町認定農業者の会 | 各農家への周知活動及び注意喚起を行う |
| 最上猟友会最上町支部 | 有害鳥獣の捕獲駆除及び生態系調査を行う |

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

| 関係機関の名称 | 役割 |
|----------|----------------------------------|
| 新庄警察署 | ・被害状況の情報提供 ・銃刀法に基づく安全管理指導、助言等 |
| 最上広域森林組合 | ・間伐等の実施に関すること。 |

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成 28 年 4 月 1 日に鳥獣被害対策実施隊を設置した。

業務内容は、対象鳥獣の捕獲、被害防止柵の設置、生息状況及び被害発生時期の調査等の被害防止対策を行うこととする。

町職員のうち町長が指名するもの、最上猟友会最上町支部の会員のうち、被害防止対策の実施に積極的に取り組むことが見込まれ、かつ猟友会支部長の推薦を受けて町長が任命する者を実施隊員とする。

(令和 4 年 2 月末時点 39 名)

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

鳥獣対策に有効な対策等について、被害区域内の住民に普及啓発し、一体となった防止対策を推進していく。

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

鳥獣の捕獲に関しては、隣接する市町村や関係機関と連携を図っていく。また、被害防止計画は、必要に応じて内容を見直し、変更を行うものとする。

併せて近隣市町村と連携を強化し、情報の共有化を図り、広域的な対策を図る。

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。

住宅地等にクマ、イノシシが出没した際の対応

